

「健康経営優良法人2022」認定項目の具体的取組内容

会議所コード：2303

商工会議所名：伊勢商工会議所

<2022年認定要件>

※黄色で色付けした内容は重点項目

評価項目	適合	具体的取組
健康経営の具体的な推進計画	必須	健康診断受診率100%と再検査・精密検査の受診率向上
①従業員の健康診断の受診(受診率実質100%)	○	全ての職員が健康診断を受診しており、受診率100%を達成している。
②受診勧奨に関する取り組み	○	健康診断受診時の勤務時間認定及び受診料全額当所にて負担している。 また、初回の再検査・精密検査の費用全額負担も行って おり、再検査・精密検査受診率向上に取り組んでいる
③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	-	
④管理職・従業員への教育	○	事務局長による管理職及び職員に対して、個別のヒアリングを年2回、実施している。
⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み	○	勤怠管理システムを導入しており、自身の労働時間や残業時間等をそれぞれのパソコンから確認することができることで、職員自身による労働・残業時間の把握がリアルタイムで可能である。 また、残業等については、システムから事前申請制となっていることから、管理職による各課職員の勤務状況の把握に繋げている。
⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	○	昨年度より、新たに「LINEWORKS」を導入し、それぞれ課内のチャット機能を利用し、業務連絡等をスムーズに行うことが可能となった。 また、スケジュール管理についても同システムを利用しており、他の職員の予定がすぐに確認できることから、日程調整や会議日時等の調整もスムーズに行うことが出来ている。
⑦私病等に関する両立支援の取り組み	○	私病により入院等となった場合は、その期間中は休職となり、傷病手当は初診日から1年6か月まで支給される。
⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	-	
⑨食生活の改善に向けた取り組み	○	カロリーや食塩相当量がわかるレシピが記載された協会けんぽからの広報誌を所内の全職員が閲覧することができる掲示板に掲載し、周知している。
⑩運動機会の増進に向けた取り組み	○	掲示板や給与明細にてストレッチ等が記載されたチラシを掲載、同封している。
⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	○	産前産後休暇については、産前42日・産後56日まで、育児休暇は1年間の取得が可能である。 尚、男性の育児休暇の取得も可能である。
⑫長時間労働者への対応に関する取り組み	○	会議時間代休としてフレックス制度を導入しており、会議時間が3時間を超過した場合は、フレックス休暇として、会議があった日以降のいずれかの日で午前休暇を取得することが可能である。
⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	○	管理職から個人へのヒアリングを行うとともに、業務内容等の精査を行う。
⑭感染症予防に関する取り組み	○	新型コロナウイルスワクチン接種日における休暇取得は特別休暇とし、有休休暇とは別に休暇を設定している。 また、ワクチンによる副作用で欠勤した場合や家族や親族のワクチン接種の付き添いによる休暇取得に対しても特別休暇として認定している。
⑮喫煙率低下に向けた取り組み	○	屋内に喫煙ルームを設置せず、屋外に喫煙スペースがあることから、事務所から喫煙スペースまでの距離を確保することで、喫煙率低下に向けて取り組んでいる。
受動喫煙対策に関する取り組み	必須	当所会館内は全て禁煙としており、屋外特定の喫煙スペースのみ喫煙可としている。